

津久見市業務継続計画（B C P）策定業務に係るプロポーザルについての
質問票に対する回答

No.	該当資料・項目等	質問事項	回答
1	実施要領P 3 6 参加申込 (2) 審査方法 ②会社概要書	様式2で同種業務の実績の記載項目がありますが、会社実績と技術者実績の両方を記載してもよろしいでしょうか。	会社概要書の同種実績については、会社実績のみの記載をお願いします。
2	実施要領P 3 7 企画提案書等の提出 (1) 提出書類 ①企画提案書	様式3-6、様式3-7については、枚数を増やして、ご提案してもよろしいでしょうか。増やして提案する場合、枚数制限はありますでしょうか。	様式3-6、様式3-7の提案については、枚数を増やしても構いません。特に枚数制限はありません。
3	実施要領P 3 7 企画提案書等の提出 (1) 提出書類 ①企画提案書	様式3-6、様式3-7に社名が分かる資料などが記載してもよろしいでしょうか。	社名が分かる資料などを記載しても構いません。
4	実施要領P 3 7 企画提案書等の提出 (1) 提出書類 ②見積書	提案の審査項目及び配点で、独自提案やアイディアが求められていますが、見積書には、特記仕様書の記載された項目を網羅する上で弊社の提案する独自項目も含んだ見積書を提出してもよろしいでしょうか。	見積書には独自提案項目を含んだ金額を記載しても構いません。
5	実施要領P 5 9 審査方法 (2) 審査方法	ヒアリング審査においては、提案書の内容をパワーポイントに置き換えて、説明してもよろしいでしょうか。	ヒアリング審査時は提案内容をパワーポイントに置き換えて説明しても構いません。
6	特記仕様書P 1 第2条 目的	目的の中で、新庁舎移転に伴う組織機構見直しによるとなっておりますが、本業務の範囲は、新庁舎の組織のみでしょうか。その他の出先施設は含みますでしょうか。	本業務の範囲は市役所全体となりますので、出張所等も含みます。

7	特記仕様書 P 2 第12条 情報管理及び情報保護 対策	情報管理の要件として、 I S M S とプライバシーマークを求められており、 I S M S は管理技術者及び契約者の所属部署となっておりますが、本業務では個人情報の取り扱いはほとんどないと思われます。よって、 I S M S とプライバシーマークのどちらか取得か、 I S M S もしくはそれに準ずる社内規定などでもよろしいでしょうか。	たしかに本業務を遂行するにあたっては個人情報を取り扱うこととはほとんどないとは思われますが、本市が提示する資料の中には個人情報が特定されるうる資料もあるかと思いますので、情報セキュリティ保護の観点から 2 つの資格を要件としてあげています。 I S M S に準ずる社内規定などでは客観的な有効性を証明できないため、認められません。
8	特記仕様書 P 2 第14条 技術者の選任	管理技術者、照査技術者に資格要件を記載しており、記載の資格は必要と思われますが、それに加えて、本業務は業務継続計画であるため、その資格である特定非営利活動法人事業継続推進機構（ B C A O ）の事業継続管理士などの資格を求めるのでしょうか。	特記仕様書には管理技術者、照査技術者の資格要件として各種資格を記載しており、特定非営利活動法人事業継続推進機構の事業継続管理士などの資格は記載していません。ただし、本業務に有益となる事業継続管理士などの有資格者がいる場合は書類審査の加点対象としますので、様式 3-2 予定技術者の経歴等④保有資格のその他の欄に記載してください。
9	特記仕様書 P 4 第2章 業務継続計画の策定	第18条～第25条に業務内容の記載がありますが、府内会議、打合せ協議の項目がありませんが、想定されている開催回数がありましたら、教えていただけないでしょうか。	特記仕様書第1章第17条に記載していますが、打合せ協議は初回、中間3回、成果品納入時の合計5回程度を予定しています。ただ、進捗状況によっては別途対応していただく場合もあります。